

【作成例】

参考:災害協力隊防災計画作成モデル

* この防災計画は、作成の一例です。実情に合わせて作成してください。

KOTOBOSAI

災害協力隊 防災計画

2024年3月作成

はじめに

1 「災害協力隊」とは

大規模災害が発生した場合、区役所や警察・消防などの防災機関だけでは、効果的で十分な応急活動はできません。

被害を最小限に留めるためには、住民一人ひとりが互いに助け合って活動することが最も大切です。「災害協力隊」とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づいて、地域住民が力を合わせ、区などの防災機関と協力しながら地域の安全を図ることを目的とした自主防災組織です。

2 「防災計画」について

この計画は、**KOTOBOSAI**災害協力隊の災害時及び平常時の防災活動において必要な事項を定めたものです。目的は、大規模な災害による人的・物的被害の発生及びその拡大を防止することにあります。

目次

第1章 組織体制

- 1 基本的な組織体制
- 2 避難所運営時の組織体制

第2章 発災時の活動計画

- 1 拠点避難所への参集（本部の設置）
- 2 情報収集と伝達（情報班）
- 3 救出救護活動（救出救護班）
- 4 初期消火活動（防火班（消火隊））
- 5 大規模火災からの避難（避難誘導班）
- 6 避難行動要支援者の避難支援（避難支援者）

第3章 平常時の防災対策

- 1 防災知識の普及・啓発
- 2 防災資機材等の整備
- 3 防災訓練の実施
- 4 地域の現状把握
- 5 避難行動要支援者対策
- 6 避難所運営体制の確立
- 7 防災計画の見直し
- 8 年間活動計画

第4章 地域の現状把握（防災カルテ）

- 1 地域危険度（ハザードマップの確認）
- 2 避難場所等
- 3 防災資機材等の備蓄状況
- 4 他団体との協力体制
- 5 危険箇所
- 6 防災設備
- 7 要支援者
- 8 人材
- 9 防災マップ

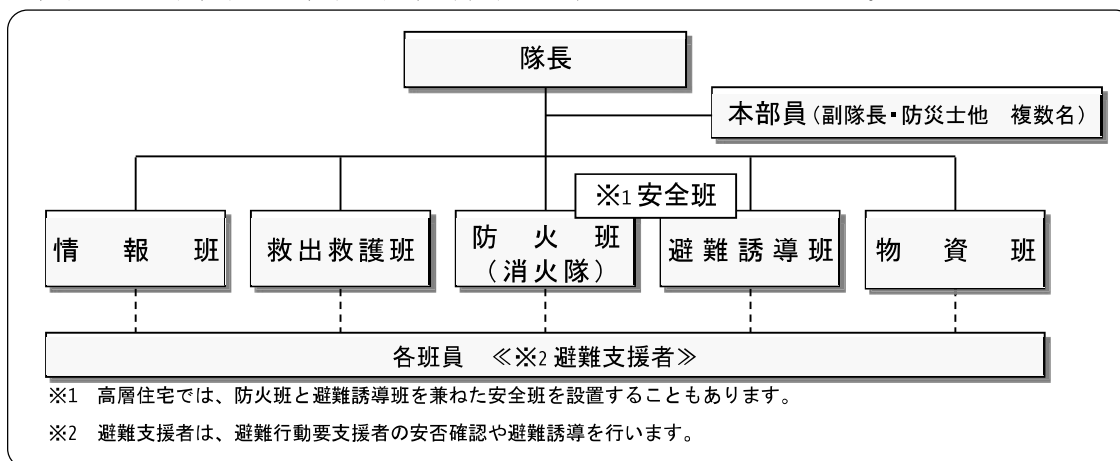
第1章 組織体制

1 基本的な組織体制

(1) 組織の編成

KOTOBOSAI 災害協力隊の組織編成は、下図のとおりである。

* 災害が発生したときには、全ての班員は各班長に協力し、状況に合わせて臨機応変に、情報班、救出救護班、防火班、避難誘導班、物資班を形成することとする。



(2) 組織の役割

必要な役割	平常時の活動	災害時の活動 (主に拠点避難所を活動拠点とする)
本部	①組織の編成 ②防災計画の作成・更新 ③各班の運営指導 ④防災活動の企画・運営 ⑤区や防災関係機関との連絡調整 ⑥災害時要配慮者（主に避難行動要支援者）の把握	①拠点避難所への参集（本部の設置） ②被害状況の全体把握 ③各班の調整・指示 ④区や関係機関との連絡調整
情報班	①防災知識の普及・啓発 ②情報収集・伝達訓練の実施	①被害状況の把握 ②住民への情報伝達・注意喚起
救出救護班	①防災資機材等の整備・点検 ②救出・救護訓練の実施	①負傷者の救出・救護 ②救護所設置の協力
防火班 (消火隊)	①家庭への安全対策の指導 ②消火訓練の実施	①初期消火 ②出火防止
(安全班) 避難誘導班	①避難経路の点検 ②避難訓練の実施	①避難経路の安全確認 ②避難誘導 ③避難場所等での誘導・整理
物資班	①水・食料等の備蓄・管理 ②炊出し訓練の実施	①物資の調達・配給 ②炊出し
<<避難支援者>>	避難行動要支援者への声掛け	避難行動要支援者の安否確認、避難支援

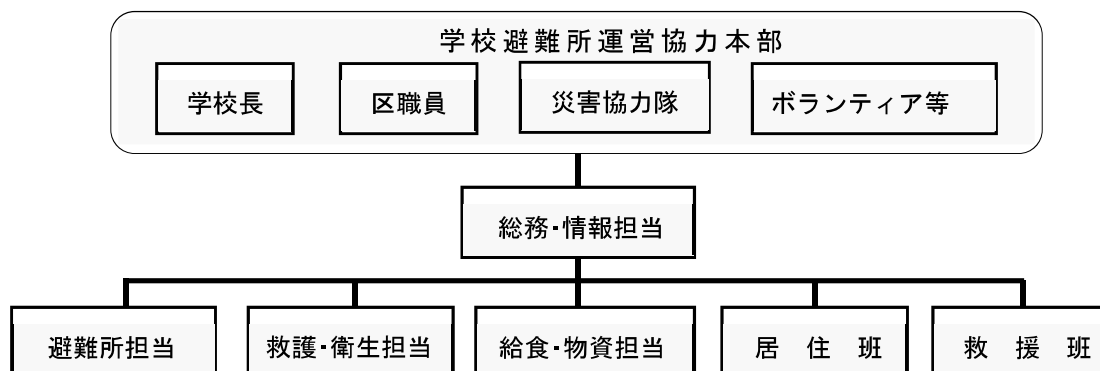
2 避難所運営時の組織体制

(1) 必要な役割

災害時、避難所が開設された場合、各避難所において必要な役割は下表のとおりである。なお、避難所の運営については、学校または施設、区、同じ避難所に割り当てられている他の災害協力隊、ボランティア等と協力して行う。

必要な役割	活 動 内 容	災害協力隊の関わり方（例）
総務・情報 担当	・避難所運営本部会議の開催 ・避難所の状況、避難者情報の把握 ・区との連絡調整 ・避難者名簿の作成と管理 ・外部からの問い合わせ、面接等の受付 ・ボランティアの受入れ	隊長・本部員 情報班
避難所 担当	・避難者の誘導・整理、部屋割り調整 ・施設内共有空間の清掃と整理 ・立入禁止区域、施設の設定と提示 ・避難所生活の基本ルールの作成 ・防火・防犯等の見回り	防火班 避難誘導班
救護・衛生 担当	・医療救護所の設置と活動支援 ・負傷者の搬送と救護 ・避難所内の高齢者等災害時要配慮者の発見 ・トイレ・ゴミ集積所の確保・設置、衛生管理 ・ペットの管理と指導	救出救護班
給食・物資 担当	・飲料水、生活水の確保及び配給 ・備蓄物資の配給及び管理 ・救援物資の受入、整理、分類及び管理	物資班
居住班	・居住者情報(人数・名簿内容)の把握 ・各居室の管理(防火・防犯、整理及び整頓等) ・居住者の要望のとりまとめ、居住者への情報伝達 ・物資の配給	避難者から選出
救援班	近隣住民等の応急救援活動支援 （発災から概ね 72 時間程度の初期対応時）	防火班 避難誘導班

■学校避難所運営協力本部の組織図



第2章 発災時の活動計画

1 拠点避難所への参集（本部の設置）

- （１）区内に次の事象が発生した場合、隊長、本部員、各班長は **1階防災センター** に自主的に集まり、災害協力隊本部（以下「本部」）を設置し情報収集を行う。

例 震度５強以上の地震が発生した場合。
大雨・洪水・高潮警報が発表された場合。

- （２）本部に参集する隊員は、その途中で地域を観察し被害状況を把握する。被害を発見した場合は、本部にて、地図及び被害集計表に被害箇所やその内容を書き込む。
- （３）隊長は、被害状況の把握に努め、各班に指示を出し対応に当らせる。
- （４）班長・副班長は、会長の指示により災害対応に当る。

2 情報収集と伝達（情報班）

- （１）テレビ、ラジオや区の防災行政無線等から災害情報を収集する。
- （２）各班から入手した被害情報や安否情報を整理し記録する。
- （３）把握した被害情報を本部に伝達する。
- （４）区や消防・警察等の情報や指示を住民に伝達する。

3 救出救護活動（救出救護班）

- （１）家屋倒壊などの被害が見られない場合は、まずは災害対策本部に集合する。
- （２）区内をパトロールして被害状況を把握する。
- （３）要救助者を発見した場合や本部から通報を受けた場合は、 **1階防災資機材格納庫** から救助資機材を運搬し、救助活動を行う。
- （４）負傷者などに関する情報（人数・状態など）を災害協力隊本部に報告する。
- ・本部では、収集した情報をもとに、活動要員や資機材が不足している現場はないかなどを確認し必要に応じて応援要員・資機材等を現場へ派遣する。
 - ・区や防災関係機関への応援要請は、拠点避難所の区派遣職員（災害情報連絡員）に伝達することで行う。

4 初期消火活動（防火班（消火隊））

- （１）火災を発見しない場合は、まずは災害対策本部に集合する。
- （２）火災が発生した場合は、出火を周囲に知らせ、消防署及び本部に連絡を入れた後、近隣の居住者と協力して消火活動を行う。
- （３）消防署や消防団の到着後は、その指示に従う。
- （４）消火用の資機材は、区から貸与された可搬ポンプやスタンドパイプ、街頭消火器、貯水槽やプール等の水利のほか、近隣の家庭や事業所などに協力を呼びかけて確保する。

(5) 隊員や地域住民の安全を最優先し、無理のない範囲で活動する。

- ・本部では、収集した情報をもとに、活動要員や資機材が不足している現場はないかなどを確認し、必要に応じて応援要員・資機材等を現場へ派遣する。
- ・本部は、地域の火災発生状況を消防署に通報または伝令によって伝える。それが不可能な場合は拠点避難所の区派遣職員（災害情報連絡員）に伝達する。

5 大規模火災からの避難（避難誘導班）

※例1か2を選択し、選択していない方は削除してください。（ここでは例1を採用）

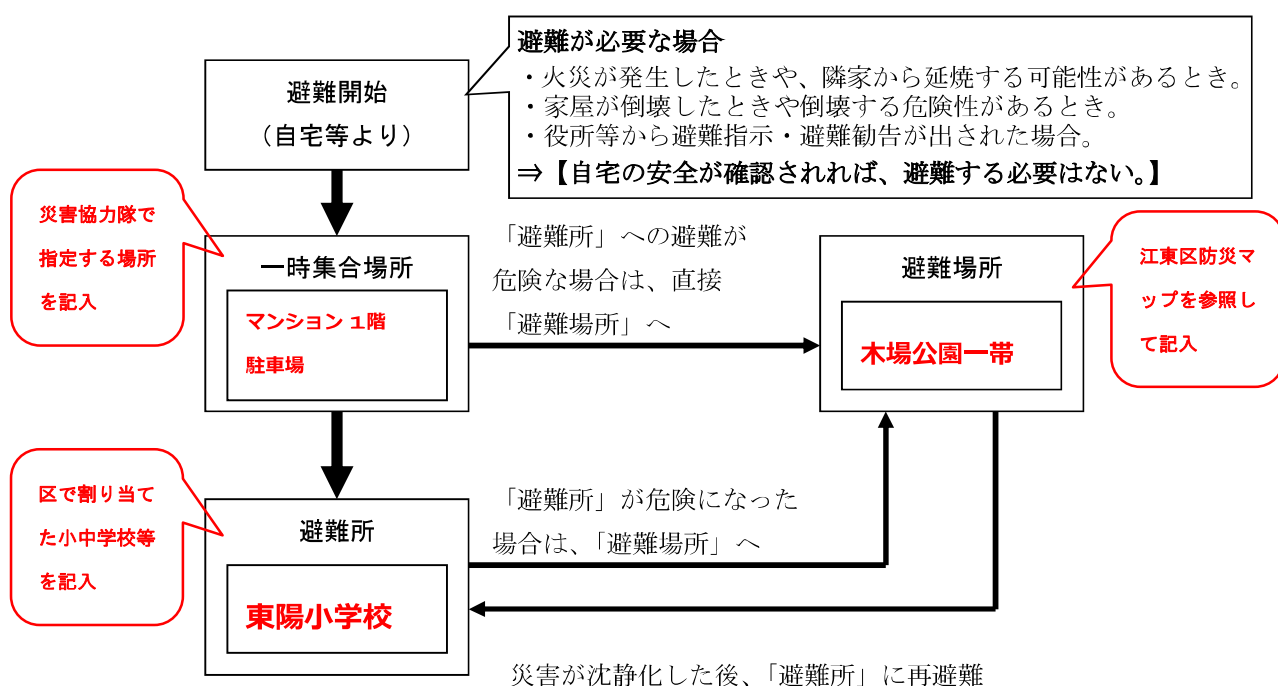
【例1】地区内残留地区外

(1) 避難が必要な場合

地震が発生しても大火等の危険がなければ避難の必要はない。次のような場合は避難を行う。

- ① 区の避難勧告・指示があったとき（防災行政無線等での避難呼びかけなど）。
- ② 本部が各地区からの情報から避難の必要があると判断したとき。
- ③ 明らかに差し迫った危険があるとき（例：大火、ガス漏れなど）

(2) 避難の流れ



(3) 避難の呼びかけ

避難誘導班長は、地域に取り残される人が出ないように呼びかけを行い、集団で避難する。その際、以下のような注意も呼びかける。

- ① あわてないこと、あせらないこと。
- ② 非常持出品を携行し、できるだけ身軽な格好で動きやすいようにすること。
- ③ 電気ブレーカーとガスの元栓の切断を忘れずにすること。

(4) 避難に関する留意事項

① 一時集合場所では

- ・家族や近隣どうしで、または避難誘導班長が人員の確認を行い、不明な人がいれば手分けして確認する。
- ・避難誘導班長は、目指す避難所（または避難場所）の状況、避難路の安全性等について先回りして確認し、その後に避難を開始する。

② 一時集合場所からの避難

- ・避難誘導班長が先頭に立って隊旗を掲げ、また、ロープを使い各人がつかまって移動する。
- ・高齢者、負傷者、身障者、幼児など援護が必要な人たちに対しては、協力して手助けする。必要な場合は、車椅子や担架、リヤカーなどを活用する。
- ・避難途上では、避難誘導班長は、常に避難者とともに周囲の危険箇所を目を配りながら誘導する。また、避難者に防災頭巾や座布団で頭を保護するように呼びかける。

③ 避難所に着いたら

- ・避難誘導班長は、避難者がばらばらにならないように留意し、出発時の人員が揃っているかを確認する。建物の安全が確認されるまで建物内に入らないよう、避難者を待機させる。
- ・避難誘導班長は、避難者の人数を伝令によって本部に報告する（区の災害情報連絡員がいれば併せて報告する。）。
- ・本部は、被害集計表等に情報をとりまとめる。

④ 避難所が大火などで危なくなったら（「避難所」が「避難場所」または「残留地区」内にある場合を除く）

- ・避難誘導班長は、区の災害情報連絡員や学校災害対策本部に問合せ、避難所の危険性の確認を行うとともに、避難者に避難の必要性を知らせる。
- ・避難者の人数確認等を行った後、避難場所へ誘導する。

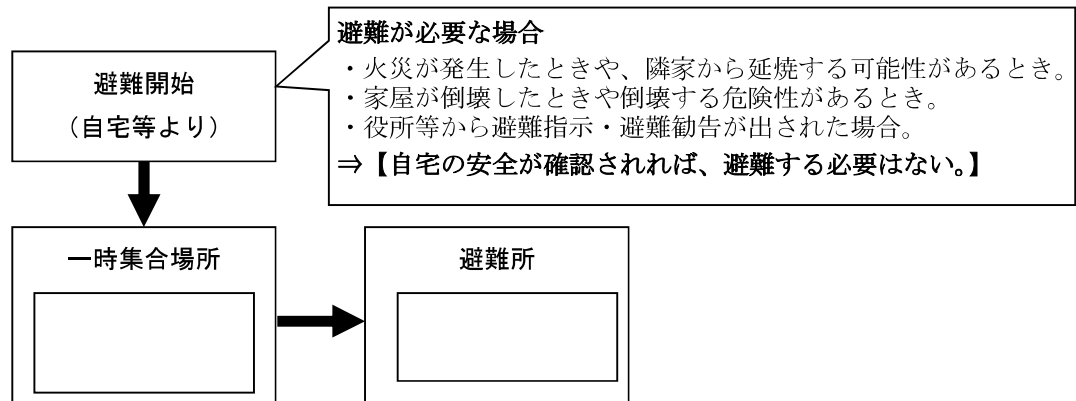
【例 2】地区内残留地区内

(1) 避難の呼びかけ

災害協力隊は、都が指定している避難場所内（または地区内残留地区）に所在しているので、大地震時でも避難の必要は特にない。ただし、一時集合場所や避難所へ避難する場合は、下記のことに注意する。

- ① 避難誘導班長は、地区内に残留している人への呼びかけや混乱を避けることができるかなどに特に注意して、迅速に避難誘導を行う。
- ② 閉じ込められている人がいれば、救助班長が中心となり近隣の居住者の協力を得て、バール等でドアをこじ開けるなどの注意を行う。また、火災やガス漏れなどの注意も呼びかける。
- ③ あわてないよう呼びかけ、落ち着いて行動するよう促す。
- ④ 非常持出品の持ち出しは、必要な物だけで動かし、残ったものは残すこと。
- ⑤ 電気ブレーカーとガスの元栓の切断を忘れずにすること。

(2) 避難の流れ



(3) 避難に関する留意事項

① 一時集合場所

- ・家族や近隣どきどき避難誘導班長が安全を確認し、不明な人がいれば手分けして確認する。
- ・避難誘導班長は、日比谷川河川敷は避難所の状況、避難路の安全性等について先回りして確認し、その後避難を開始する。

② 一時集合場所からの避難

- ・避難誘導班長が先頭に立って隊旗を掲げ、また、ロープを使い各人がつかまって移動する。
- ・高齢者、負傷者、身障者、幼児など援護が必要な人々に対しては、協力して手助けする。必要場合は、車椅子や担架、リヤカーなどを活用する。
- ・避難途上では、避難誘導班長は、常に避難者とともに周囲の危険箇所を目を配りながら誘導する。また、避難者に防災頭巾や座布団で頭を保護するように呼びかける。

③ 避難所に着いたら

- ・避難誘導班長は、避難者がばらばらにならないように留意し、出発時の人員が揃っているかを確認する。建物の安全が確認されるまで建物内に入らないよう、避難者を待機させる。
- ・避難誘導班長は、避難者の人数を伝令によって本部に報告する（区の災害情報連絡員がいれば併せて報告する。）。
- ・本部は、被害集計表等に情報をとりまとめる。

6 避難行動要支援者の避難支援（避難支援者）

- (1) 避難行動要支援者の避難支援者は、自身及び家族の安全を確保した後、直接担当する要支援者の安否確認を行なう。
- (2) 可能な限り本部に安否確認開始の連絡をいれ、終了後は結果報告を行なう。
- (3) 安否確認中に火災又は要救助者を発見した場合は、消防署及び災害対策本部に対して消火または救助を要請し、他者が到着するまで応急対応を行い、他者が到着後は安否確認を継続する。
- (4) 避難者は安全なところへ待機させておき、安否確認の終了後、揃って避難所へ移動させる。

※災害発生時に使用します。あらかじめ複数枚印刷して、保管してください。

【被害集計表】

被害集計表				記録： 月 日 時 分
建物	㊦	全壊	棟	備考（情報源、特に大きな被害、現在の対応状況等）
		半壊	棟	
	㊧	一部損壊	棟	
火災	㊦	出火件数	件	備考（情報源、特に大きな被害、現在の対応状況等）
	㊧	延焼中	件	
	㊨	全焼	棟	
		半焼	棟	
人的	㊩	死者	人	備考（情報源、現在の対応状況等）
	㊪	行方不明	人	
	㊫	生き埋め	人	
	㊬	閉じ込め	人	
	㊭	重傷者	人	
	㊮	軽症者	人	
避難者	㊯	避難者（避難所）	人	備考（情報源、現在の対応状況等）
		避難者（避難場所）	人	備考（情報源、現在の対応状況等）
その他				

*㊦㊧㊨等は、地図に記入する記号を示す。

【地図（被害箇所記入用）】

第3章 平常時の防災対策

1 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 災害協力隊及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害、火災等についての知識と初動対応に関すること。
- ③ 各家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 各家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報誌、チラシ、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会の開催
- ③ パネル等の展示

2 防災資機材等の整備

防災資機材等を計画的に整備し、定期点検を実施する。

3 防災訓練の実施

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、水防・消火、避難行動等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難・誘導訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ その他防災に関する訓練

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

風水害を想定した訓練は出水期前（4月～5月）に、地震を想定した訓練は防災月間（9月）に実施する。

4 地域の現状把握

災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。また、それらを地図に落とし地区内で情報共有する。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 災害時要配慮者（主に災害時要援護者）及び人材

(2) 把握の方法

- ① 江東区地域防災計画、防災マップ等の発行物
- ② 隊員による実踏調査
- ③ アンケート

5 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者の個別（支援）計画の作成

避難行動要支援者の避難支援をスムーズに行うために、要支援者についてあらかじめ個別（支援）計画を作成する。

(2) 平常時における見守り体制の促進

平常時から、要支援者に対する声かけ運動を展開するなど、避難支援者を中心とした見守り活動を行う。

6 避難所運営体制の確立

拠点避難所で開催される学校避難所運営協力本部連絡会に参加し、避難所での初動対応の手順やルール、役割分担の確認と、学校や周辺の災害協力隊との連携に努める。

7 防災計画の見直し

本計画は、定期的（5年に一度を目安）に、内容を見直すこととする。

8 年間活動計画

活 動 内 容	関係者、関係団体	予定日時等
夏季防災訓練	管理組合	7月
秋季防災訓練	管理組合、KOTO福祉センター、 KOTO町会	11月

第4章 地域の現状把握（防災カルテ）

1 地域危険度（ハザードマップの確認）

（1）地震（江東区防災マップより）

建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度
ランク 1	ランク 1	ランク 1

* 東京都による地震に関する地域危険度予測調査結果（ランク1～5）

（2）水害

①津波

H24 東京都被害想定（元禄型関東地震 **M. 2**）より
江東区 最大津波高 **T P**（海拔）**2.55m** 最大波到達時間 **144分**

②集中豪雨（江東区大雨浸水ハザードマップより）

【想定】時間最大雨量 **114mm**、総雨量 **589mm**（平成 **12年9月** 東海豪雨）
浸水深 **2.0m**～

③荒川はん濫の場合（江東区洪水ハザードマップより）

【想定】時間最大雨量 **114mm**、総雨量 **589mm**（平成 **12年9月** 東海豪雨）
浸水深 **3m未満**

（3）液状化

液状化の発生は、（しやすい、少ない、**ほとんどしない**）
（東京都土木技術支援・人材育成センター発行 東京の液状化予測図より）

2 避難場所等

（1）地震の場合

	場所・施設名	関連する他の協力隊
一時集合場所	マンション1階駐車場	
拠点避難所	東陽小学校	
（広域）避難場所	木場公園一帯	

（2）水害の場合

施設名称	所在地
マンション内3階以上に避難	

3 防災資機材等の備蓄状況

【災害協力隊（町会・自治会・管理組合）保有】

品 名	数 量	保管場所	備 考
救急セット	10	1階防災資機材格納庫	3年ごとに薬品入替
担架	5	〃	
ハンマー	5	〃	
のこぎり	5	〃	
発電機	3	〃	年 1 回定期点検実施
発電機用燃料	5	〃	3年保存ガソリン缶詰 (1ℓ×4個)
濾水機	1	〃	年 1 回定期点検実施
マンホールトイレ	10	〃	テント型 5個 パネル型 5個
簡易トイレ	100	〃	小 50回大 25回分/セット
投光器	10	〃	ハロゲン球
給水ポリタンク	20	〃	3ℓタイプ/個
コードリール	5	〃	10m/個
ビニールシート	10	〃	10枚/箱
トラロープ	20	〃	25m/本
ヘルメット	20	〃	
メガホン	5	〃	単 1 電池 6本使用/個
リヤカー	3	〃	ノーバンクタイヤ

※ 調査対象：災害協力隊等が保有している資機材・医薬品・燃料・食料等の物資（区貸与物品を含む）

【個人・法人保有】 ※該当する場合、記入してください。

品 名	数 量	保管場所	所有者	備 考
車椅子	1	1階防災センター	管理会社	

※ 調査対象：個人及び法人所有のリヤカー・車椅子・はしご・発電機・投光器・バッテリー等の資機材で、災害協力隊として災害時に利用できるもの

4 他団体との協力体制 ※該当する場合、記入してください。

	名 称	所 在 地
事業所		
地域団体	KOTO福祉センター	江東区東陽〇-〇-〇
	KOTO町会	江東区東陽〇-〇-〇

* 協力協定の締結先など

5 危険箇所

【倒壊・落下危険物】 ※該当する場合、記入してください。

種 別	所 在 地	備 考
ブロック塀	マンション北側（道路沿い）	管理会社に修繕依頼済み

* 調査対象：下記の2種類

- ① ブロック塀等（ブロック塀・石塀・コンクリート塀で道路に面しているもの）
- ② 看板等（看板・植木鉢・エアコンの室外機・未固定の自動販売機等で道路に面しているもの）

* データの利用：発災時に近づかないように配慮するとともに、けが人の有無の確認及び避難路の選定等に役立てる。また、調査段階で所有者に改善を呼びかけ、発災時の被害軽減を図る。

【危険物取扱施設等】 ※該当する場合、記入してください。

施 設 名	種 別	所 在 地	備 考
KOTOガソリンスタンド	危 ガ 毒	江東区東陽〇-〇-〇	
	危 ガ 毒		
	危 ガ 毒		
	危 ガ 毒		
	危 ガ 毒		

* 調査対象：「危険物施設（危）」「高圧ガス施設（ガ）」「毒物劇物保管施設（毒）」の3種類。

* 施設の前にある表示に従う。施設そのものが危険というわけではないが、施設の周囲が火災になった場合などには、施設に近づかないよう住民に呼びかける必要がある。

6 防災設備

【街頭消火器】

所 在 地	型 ・ 規 格	備 考
江東区東陽〇-〇-〇	粉末 2 kg	区設置
江東区東陽〇-〇-〇	粉末 2 kg	区設置
江東区東陽〇-〇-〇	強化液 2ℓ	区設置

＊ 調査対象：街頭消火器（区設置、町会・自治会設置等を含む）。

＊ 記入要領：型・規格欄には、型（強化液・粉末等）、規格（薬剤量ℓ・kg）を記入。

【街頭スタンドパイプ】（H25以降区が設置していく） ※該当する場合、記入してください。

所 在 地	型 ・ 規 格	備 考

【水利】 ※該当する場合、記入してください。

種 類	所 在 地	容 積	備 考
防火水槽	江東区東陽〇-〇-〇	40 t	

＊ 調査対象：消防用貯水槽（消火栓は含まない）、プール、池、井戸等の水利。

＊ 記入要領：種類欄には、消防用貯水槽、プール、池、井戸、その他の別を記入（消防用貯水槽については、防災課にデータがある）。種類が池あるいは、井戸の場合は、容積欄への記入は不要。

7 要支援者

氏名 ●● ●●	年齢 80歳	性別 女性	住所 ●●●号室
同居者 有 (1) 人 ・ 無 ・ その他 ()			
事由 寝たきり 障害有り (聴覚障害) その他 ()			
備考（緊急連絡先—家族など—・通院先等） ご子息は東京都外在住。			
氏名 ●● ●●	年齢 60歳	性別 男性	住所 ●●●号室
同居者 有 () 人 ・ 無 ・ その他 ()			
事由 寝たきり 障害有り (視覚障害) その他 ()			
備考（緊急連絡先—家族など—・通院先等） 緊急連絡先●●●●-●●●●-●●●● (ご兄弟●●様携帯)			
氏名 ●● ●●	年齢 40歳	性別 男性	住所 ●●●号室
同居者 有 (2) 人 ・ 無 ・ その他 ()			
事由 寝たきり 障害有り (愛の手帳) その他 ()			
備考（緊急連絡先—家族など—・通院先等） 日中は通所施設に通っている			
氏名	年齢	性別	住所
同居者 有 () 人 ・ 無 ・ その他 ()			
事由 寝たきり 障害有り () その他 ()			
備考（緊急連絡先—家族など—・通院先等）			

調査にあたっては、個人のプライバシーに充分配慮してください。趣旨を説明のうえ、本人（または家族）に申し出てもらうようにしましょう。また、調査結果は、本人（または家族）の了解の上で、必要最低限の協力隊員や近隣住民にのみ公表し、むやみに口外しないよう、細心の注意をはらう必要があります。

8 人材 ※該当する場合、記入してください。

氏 名	住 所	電 話	内 容	備 考
● ● ● ●	● ● ● 号室	● ● ● ● - ● ● ● ●	医師	
● ● ● ●	● ● ● 号室	● ● ● ● - ● ● ● ●	看護師	
● ● ● ●	● ● ● 号室	● ● ● ● - ● ● ● ●	消防団員	
● ● ● ●	● ● ● 号室	● ● ● ● - ● ● ● ●	通訳可	
● ● ● ●	● ● ● 号室	● ● ● ● - ● ● ● ●	防災士	
● ● ● ●	● ● ● 号室	● ● ● ● - ● ● ● ●	震災体験者	

＊ 調査対象：災害時に役立つ資格や技能を持った人。

(例)

- ① 医療・介護経験者（医師・看護師・保健師・理学療法士・介護福祉士・ホームヘルパーなどの有資格者・経験者）
- ② 消防経験者（消防士・消防団員等の経験者）
- ③ 通訳ボランティア（手話や外国語等ができる人）
- ④ 土木技術ボランティア（大工、特殊車両の免許保有者など）
- ⑤ 電気関係ボランティア（電気関係の有資格者や詳しい人）

9 防災マップ

